

第4次東海市地域安全活動行動計画

安心・安全なまちづくり



令和6年（2024年）3月

東海市

はじめに

愛知県では、平成15年（2003年）に戦後最多となる犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）約22万5千件を記録したことから、平成16年（2004年）に「愛知県安全なまちづくり条例」を制定・施行し、県民・行政・警察が一体となって犯罪のない安全なまちづくりのための取組を積極的に推進しています。

平成18年（2006年）以降は地域安全県民行動計画を取りまとめ、地域が一体となった「県民総ぐるみ運動」を展開しており、令和3年（2021年）には約3万8千件まで刑法犯罪認知件数が減少させることができたものの、令和4年（2022年）は13年ぶりに増加に転じ、特殊詐欺や侵入盗、自動車盗等の犯罪は依然として全国でも上位を占めています。

現在は、新たな地域安全戦略として「あいち地域安全戦略2023」及び「あいち地域安全行動計画2023」を策定しています。

本市においても、平成15年（2003年）に犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）が2,901件を記録したことから、平成16年（2004年）に市民、事業者、市及び警察が一体となって、市民生活に危害を及ぼす犯罪・事故等の発生を未然に防止し、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的に「東海市地域安全条例」を制定・施行しています。

また、平成21年（2009年）3月に「東海市地域安全活動行動計画」を策定してから、市、市民、事業者及び警察が連携・協力して、各種の取組を具体的に実施することにより、市内の犯罪発生件数は大幅に減少しております。

令和5年度（2023年度）は、「第3次東海市地域安全活動行動計画」の終了年度となっているため、新たな行動計画を定め、犯罪のない市民が安心して暮らすことができる「安全・安心なまちづくり」を推進するものです。

第4次東海市地域安全活動行動計画

1	本市の治安状況と課題	2
(1)	犯罪の発生状況	
(2)	治安状況	
(3)	市民の治安に対する意識	
(4)	課題	
2	第4次地域安全活動行動計画の目的と展開等	6
(1)	目的	
(2)	期間	
(3)	施策展開	
(4)	成果指標	
3	行動計画の目標	7
4	基本戦略	8
5	地域安全活動計画の体系	9
6	基本戦略を推進するための施策	10
7	参考	
(1)	東海市地域安全条例	
(2)	東海市暴力団排除条例	
(3)	東海市犯罪被害者等支援条例	

1 本市の治安状況と課題

(1) 犯罪の発生状況

本市の犯罪発生状況（刑法犯認知件数）は、平成15年（2003年）に最多となる2,901件を記録しており、その後は順調に減少し、令和4年（2022年）には最多年度と比べ2割以下となる440件まで減少しています。

近年では、特殊詐欺や車両盗等の占める割合が増加していますが、愛知県警の定める重点罪種(※)全体としては、年度により多少の増加が見受けられるものの、減少傾向にあります。

このことは、東海市地域安全条例の基本理念に基づき、安全な地域社会の実現を図るために、東海市地域安全活動行動計画で掲げた基本戦略及び施策を市民・事業者・市及び警察がそれぞれの責任と役割を果たし、相互に協力して地域社会が一体となった地域安全（防犯）活動を積極的に取り組んできた賜物です。

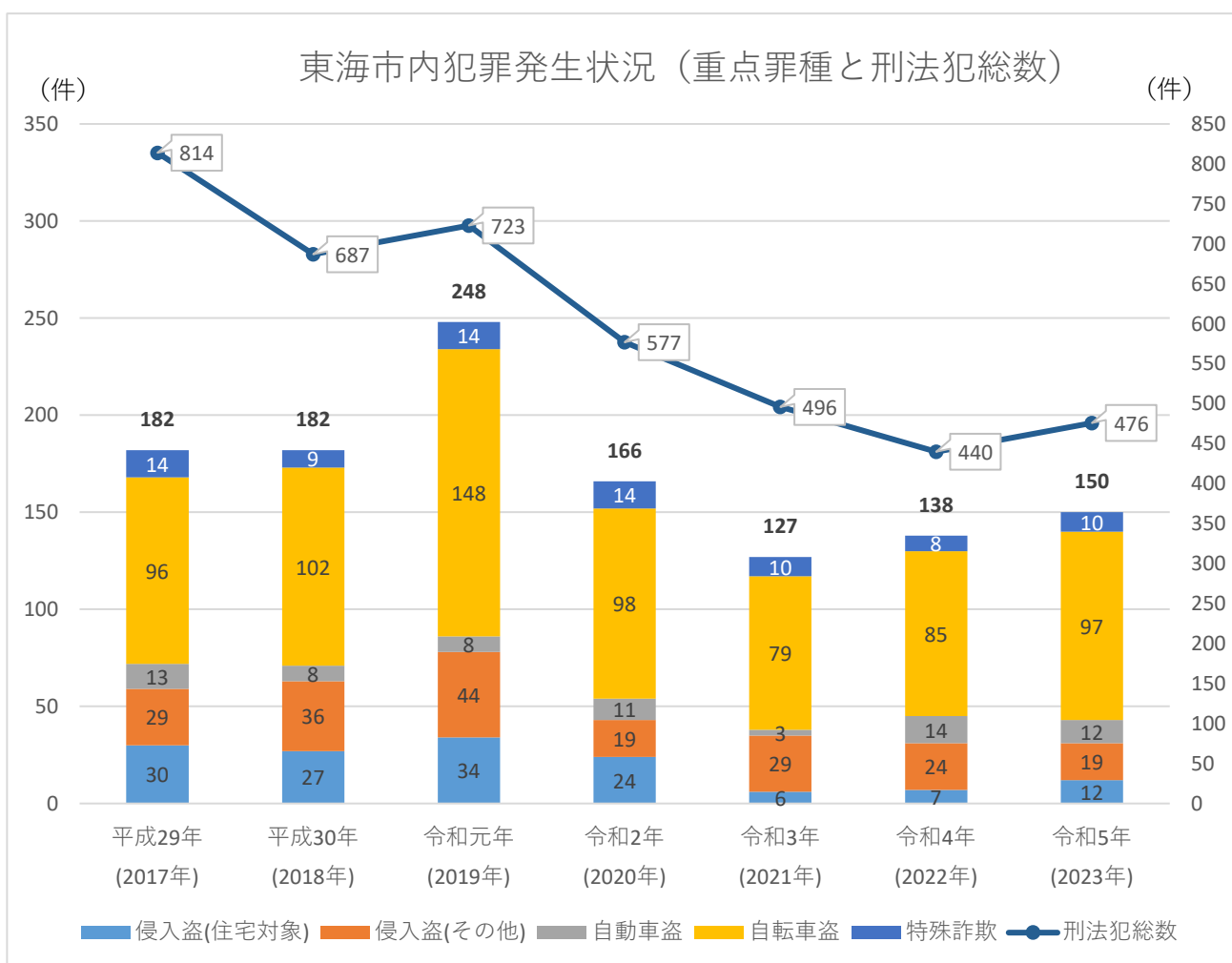
※重点罪種：住宅侵入盗、その他侵入盗、自動車盗、自転車盗、特殊詐欺

平成16年(2004年)9月	「東海市地域安全条例」施行
平成21年(2009年)3月	「東海市地域安全活動行動計画」策定 計画期間：平成21年度(2009年度)～平成25年度(2013年度)
平成26年(2014年)3月	「第2次東海市地域安全活動行動計画」策定 計画期間：平成26年度(2014年度)～平成30年度(2018年度) 犯罪発生件数の目標値を1,000件と定める
平成27年(2015年)	犯罪発生件数945件で目標値達成
平成31年(2019年)3月	「第3次東海市地域安全活動行動計画」策定 計画期間：平成31年度(2019年度)～平成35年度(2023年度) 犯罪発生件数の目標値を平成30年(2018年)の687件を基準に前年対比3%減少と改める

(2) 治安状況

本市の治安状況は年々改善されており、刑法犯総数については平成29年（2017年）に814件だったものが、令和4年（2022年）は445件まで減少しています。

また、人口1,000人当たりの犯罪認知件数から算定する犯罪率は、平成29年（2017年）に7.22だったものが、令和4年（2022年）は、3.93まで減少しています。



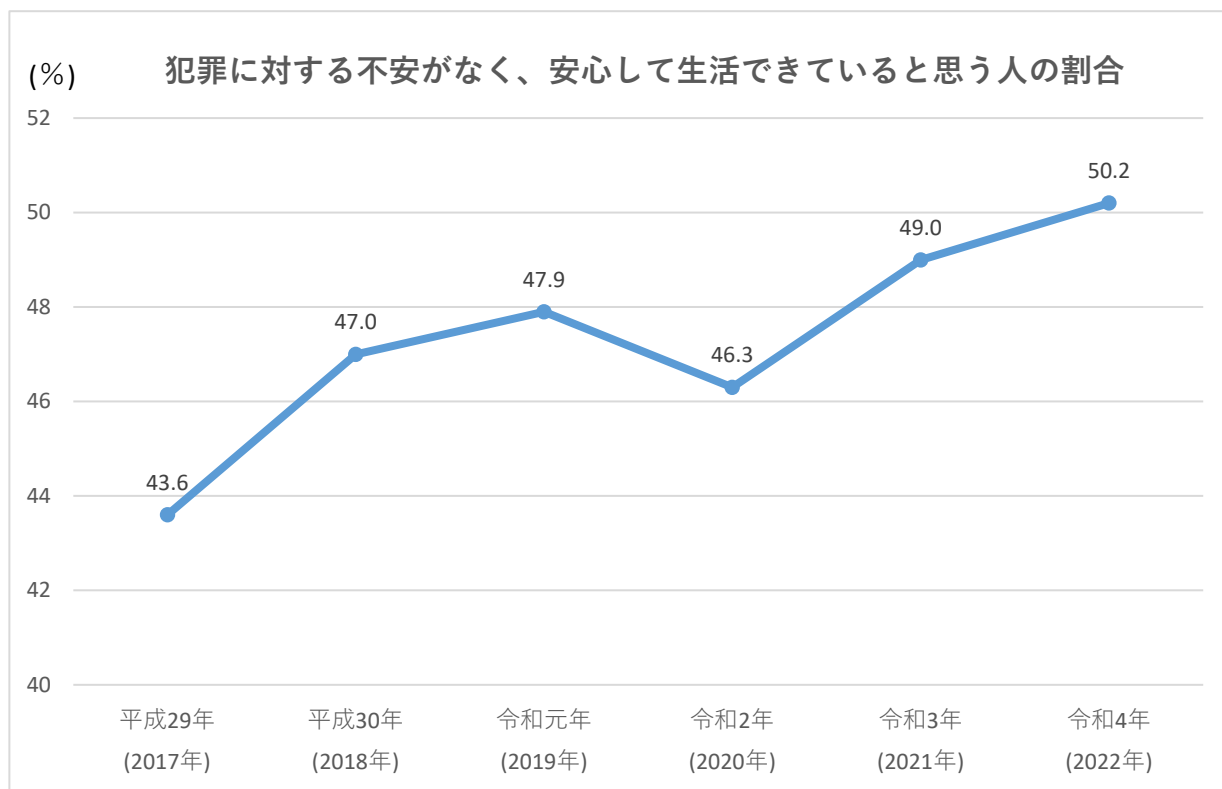
(出典：地域安全情報、東海警察署)

(3) 市民の治安に対する意識

東海市総合計画 まちづくりアンケート

「犯罪に対する不安がなく、安心して生活できていると思う人の割合」

横ばいに推移する年度がみられるものの、全体の割合としては増加傾向にあります。



(出典：総合計画 まちづくりアンケート)

(4) 課題

第3次東海市地域安全活動行動計画期間中の犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）は、計画開始年度である令和元年（2019年）に723件であったことに比べ、令和4年（2022年）には445件となったことから、3割以上減少しています。

しかしながら、重点罪種である侵入盗や自動車盗・自転車盗等の犯罪は、東海市内において多く発生しています。

安全・安心な生活を脅かす犯罪に対して、市民一人ひとりが当事者意識を持ち、防犯意識を高めることが、被害の未然防止・拡大防止に重要となります。

犯罪の発生要因【あいち地域安全戦略2023より抜粋】

犯罪の発生要因については、様々なものが複合的に絡み合っており、特定することは困難ですが、概ね、次のようなことが考えられます。

a 地域連帯感の希薄化と一人一人の防犯意識の不足

近年、都市化、核家族化、生活様式の多様化などを背景として、地域の絆が薄れ、自治会活動など地域の活動が低迷し、青少年に対する地域の教育力も低くなってきています。こうした状況が要因となって、従来、地域社会が有していた犯罪抑止機能が低下してきたと考えられます。

また、防犯意識の向上も見られるようになってきたとはいえ、いまだに無施錠による被害が多数ある（2020年、住宅対象侵入盗の35.6%、自転車盗の約61.3%）など、一人一人の心掛けで防ぐことのできる犯罪が相当数みられます。

b 規範意識の低下

最近では青少年の規範意識の低下だけではなく、本来、青少年を指導し、模範となるべき大人においても規範意識の低下が見られるほか、サイバー空間における違法情報・有害情報の氾濫が、その低下に一層の拍車をかけ、アルバイト感覚で特殊詐欺等の犯罪に加担する者を生みやすくしていることなど、こうした状況も犯罪が多発する要因となっていると考えられます。

c 犯罪の多様化・巧妙化・グローバル化

インターネットなどの通信網の高度化や交通網の整備などにより、組織的窃盗団の暗躍や犯罪の広域化が進み、これまで以上に犯罪が多様化・巧妙化しています。

また、来日外国人犯罪では、世界規模で活動する犯罪組織が国内の犯罪組織と結びつき、より大規模に犯罪を敢行しており、様々な国籍の構成員が役割を分担し、犯行関連場所が日本国内にとどまらず、複数国に及ぶなど犯罪のグローバル化が進んでいます。

d 生活環境等の変化

人通りが少なく、暗く、見通しの悪い、道路や公園、駐車場等が、ひったくりや車上ねらいといった街頭犯罪、子供や女性が被害に遭う連れ去りや痴漢等の犯罪につながっており、また、高層化等の住環境の変化が死角を生み、住宅への侵入盗などが発生する一因となっています。

さらに、繁華街に見られる違法駐車や違法広告看板、落書き等も、犯罪を誘発する要因となっています。

2 第4次地域安全活動行動計画の目的と展開等

(1) 目的

第7次東海市総合計画でめざすまちの姿に位置付けられた「安心・安全で快適に暮らせる都市機能が充実している」を推進するとともに、犯罪発生状況（刑法犯認知件数）の減少を目指し、実効性の高い施策を実施するとともに、第3次東海市地域安全活動行動計画を引き継ぎ、「第4次東海市地域安全活動行動計画」を策定するもの。

犯罪のない安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市・市民・事業者及び警察が一体となった地域安全活動を展開することが重要であることから、行動計画は分かりやすく共有できる目標を設定し、その推移を検証していきます。

(2) 期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間

(3) 施策展開

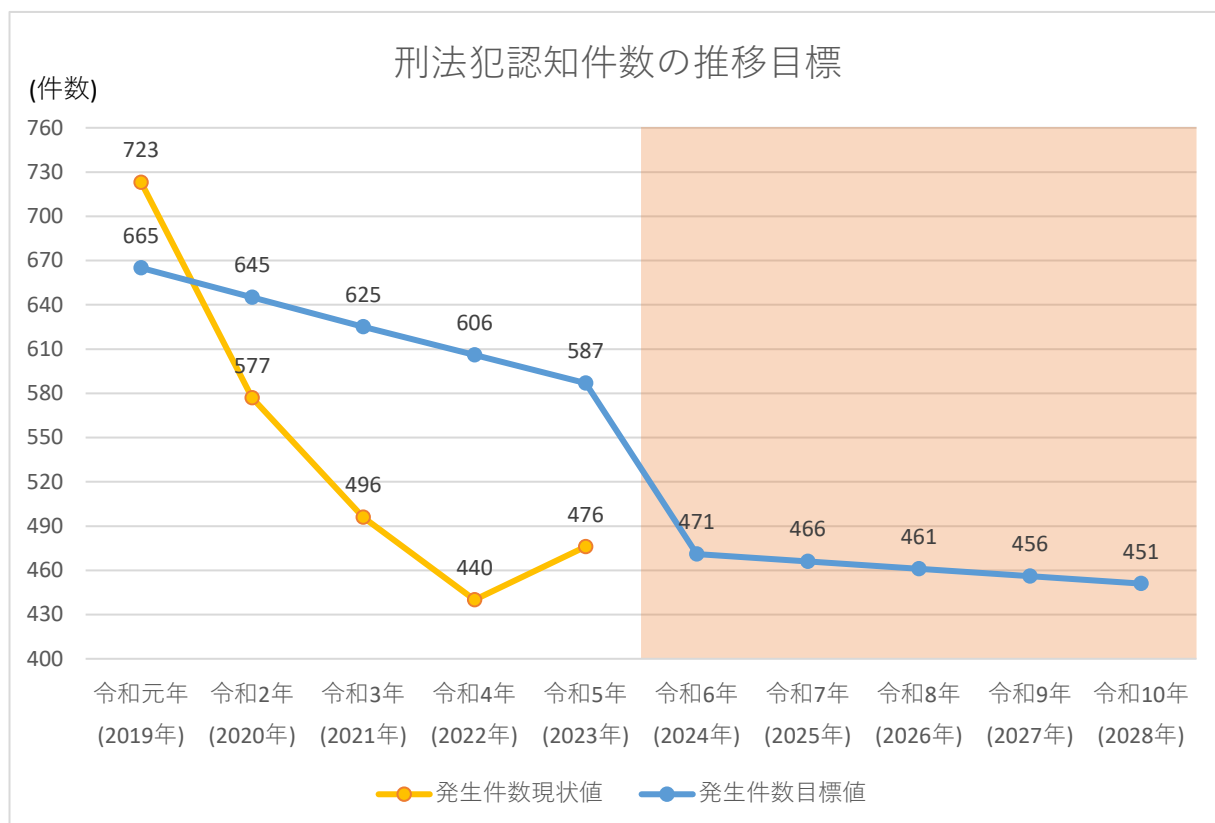
第4次東海市地域安全活動行動計画を総合的に実施するため、市民一人一人の防犯意識の高揚と地域における自主防犯団体の活動の活発化に向けた支援を進めるとともに、住宅対象侵入盗や自動車盗、特殊詐欺等の被害減少へ向けた対策を進めます。

(4) 成果指標

第7次東海市総合計画の施策の一つである「暮らしの安全対策の推進」内の単位施策「防犯対策を推進する」では、「犯罪に対する不安がなく、安心して生活できていると思う人の割合」をまちづくり指標としています。本計画でも、このまちづくり指標を「成果指標」として設定し、市民アンケートから得られたニーズを施策に反映し、まちづくりの進み具合を数値で測るものさしとして、毎年の現状値の推移などを確認し、改善していくこととします。

3 行動計画の目標

成果指標の達成に向け、市・市民・事業者及び警察が一体となった地域安全（防犯）活動を展開し、行動計画の進捗を図るための目標として、刑法犯認知件数を前年から毎年1%以上減少させるとともに、住宅侵入盗などの重点罪種を毎年減少させることを目標に展開します。



4 基本戦略

目標を達成するために、重点的に取り組むべき3つの基本戦略を設定しました。

基本戦略

I 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上

犯罪に遭わないために市民一人一人が自分の身は自分で守ることを意識し、行動するため、啓発や情報提供を行うことで防犯知識・防犯意識の高揚を図ります。

また、自主防犯団体や市民の防犯活動の活発化を図るとともに、市・市民・事業者及び警察が連携を図りながら、地域の防犯力向上を推進します。

II 犯罪が起きにくい社会づくり

犯罪防止に配慮した住宅・公園・道路等の整備を図り、犯罪が起きにくい社会づくりを推進します。

III 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

学校・地域・家庭及び警察等が一体となって、子どもを犯罪から守るための安全対策等を進めます。

また、組織化された犯行グループにより連続的に行われる犯罪や、新手の犯罪など市民の安全・安心を脅かす犯罪に迅速、的確に対応し、被害の未然防止・拡大防止を図ります。

犯罪のない安全で安心なまちづくり

(基本戦略と重点的に取り組む施策)

I 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上	防犯啓発活動の推進
	犯罪に関する情報提供
	自主防犯団体等への活動支援
	地域安全指導員の運用
II 犯罪が起きにくい社会づくり	防犯性の高いまちづくりの推進
	防犯モデル地区の活動促進
	青少年非行防止の推進
III 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進	保育園・学校における危機管理と安全教育の実施
	各家庭における防犯対策の推進
	不審者情報の提供
	暴力団排除活動の推進
	子どもの安全対策
	犯罪被害者等への支援

6 基本戦略を推進するための施策

I 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上

防犯啓発活動の推進

市、市民、事業者及び警察が連携し、四季の安全なまちづくり県民運動期間等に懸垂幕や横断幕の掲示、広報誌への掲出や市庁舎での来庁者に対する啓発広報、防犯啓発キャンペーンの実施、市広報車による巡回広報等を行うことで、市民の防犯意識を高めます。

【主な事業】四季の安全なまちづくり県民運動（市・警察）、夏の地域安全合同パトロール（市・地域・警察）、痴漢撲滅キャンペーンの実施（市・警察）、防犯講話（警察）

犯罪に関する情報提供

広報紙やホームページ等で防犯に関する各種情報を掲載するとともに、メール等による情報発信を実施し、市民の防犯意識を高めます。

【主な事業】犯罪発生状況の情報提供（市・警察）、パトネットあいち・すぐメールによる情報提供（警察）

自主防犯団体等への活動支援

自主防犯団体やコミュニティ等に対して防犯活動用品等の貸与を実施することで、防犯活動の促進及び活性化を図り、地域の防犯力を高めます。

【主な事業】青色回転灯等の活動用品の貸与（市）、青色防犯パトロール活動支援金（市）、防犯パトロール活動（自主防犯団体）

地域安全指導員の運用

地域安全指導員（警察OB）が青色防犯パトロール車両で市内一円の防犯パトロールを実施することで啓発広報活動を行うとともに、公園内のパトロールや夜間のパトロールを実施することで犯罪発生抑止とし、地域の防犯力を高めます。

【主な事業】防犯パトロール活動（市）、防犯啓発活動への参加（市）

Ⅱ 犯罪が起きにくい社会づくり

防犯性の高いまちづくりの推進

防犯灯や防犯カメラを計画的に設置し維持管理に努めるとともに、一戸一灯運動（各家庭の門灯・玄関灯等の照度を確保することで、地域全体を明るくし、犯罪を抑止するための運動）を推進することで、夜間における地域の安全確保に努め、防犯性の高いまちづくりを推進します。

【主な事業】防犯灯・防犯カメラの設置及び維持管理（市）、一戸一灯運動への参加（市民）

防犯モデル地区の活動促進

防犯モデル地区を指定することで、地域特性に合わせた防犯対策を積極的に講じ、効果的に犯罪を防ぐことにより、地域の防犯力を高めていきます。

【主な事業】防犯活動用品の配布・貸与（市）、防犯啓発活動への参加（市民）

青少年非行防止の推進

市・学校・地域及び警察が連携を図り、青少年の非行・被害防止を図るとともに、補導歴のある未成年者が再び犯罪行為に手を染めることのないよう、健全な生活への立ち直りを支援することで、犯罪が起きにくい社会を目指します。

【主な事業】青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（市・警察）

Ⅲ 市民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

保育園・学校における危機管理と安全教育の実施

保育園・学校において、フェンス・門扉等の適切な管理や防犯カメラ等の設置を行うことで不審者の侵入を防止し、不審者の侵入を想定した防犯訓練の実施等、危機管理を徹底することで、子どもの安全を確保します。

また、SNSの適切な利活用やサイバー犯罪（インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪）についての教育を行うことで、子どもの防犯意識を向上させます。

【主な事業】 来園者・来校者記録簿への記入及び名札の着用（保育園・学校）、
防犯訓練の実施（保育園・学校）、防犯教育（学校）

各家庭における防犯対策の推進

高齢者を標的とした特殊詐欺や、住宅を対象とした侵入盗・自動車盗の被害が増加していることに伴い、特殊詐欺等被害防止対策機器や防犯用具の購入費（住宅侵入盗・自動車盗に効果を有するもの）に対する補助を行うことで、各家庭における防犯対策を推進します。

【主な事業】 高齢者特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助事業（市）、防犯用具購入費補助事業（市）

不審者情報の提供

市内において不審者の通報等があった場合は、関係機関に対して情報提供を行うとともに、市・学校・地域及び警察が連携を図り、市民の安全を確保します。

【主な事業】 パトネットあいち・すぐメールによる情報提供（警察）

暴力団排除活動の推進

市・警察が連携して、暴力団を社会から孤立させるための対策を徹底し、暴力団追放三ない運動＋1（暴力団を恐れない・暴力団に金を出さない・暴力団を利用しない・暴力団と交際しない）を市民及び事業者に推進することにより、犯罪が起きにくい社会を目指します。

【主な事業】暴力団追放三ない運動＋1の推進（市・警察）

子どもの安全対策

市・学校・地域及び警察が連携を図り、通学路や公園等の安全点検を実施することで危険個所の整備を推進し、防犯訓練を通じて防犯意識の向上を図るとともに、登下校時には地域安全指導員や自主防犯団体等によるパトロールを実施することで子どもの安全を確保します。

【主な事業】通学路の安全点検（市・学校・警察）、子ども110番の家の推進（警察）、防犯少年団活動の推進（警察）

犯罪被害者等への支援

市民・事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性等についての理解を深め、市・警察が犯罪被害者等に対する必要な措置を講じることで、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めます。

【主な事業】犯罪被害者等の支援に対する広報啓発活動（市・警察）、犯罪被害者等支援金交付事業（市・警察）

7 参考

○東海市地域安全条例

平成16年9月29日条例第24号

改正 平成20年3月28日条例第3号

平成26年3月28日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、安全な市民生活を確保するための理念及び施策の基本を定めること等により、市民生活に危害を及ぼす犯罪、事故等の発生を未然に防止し、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安全な地域社会は、犯罪、事故等を発生させない地域づくりが重要であるとの認識の下に、市、市民及び事業者がそれぞれの責任と役割を果たし、相互に協力して地域社会が一体となって取り組むことにより、実現されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民生活の安全を確保するための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者と協力するとともに、関係行政機関及び関係団体との緊密な連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら防犯意識等を高め、相互に協力して地域における市民生活の安全の確保に努めるとともに、市が実施する市民生活の安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、常に安全に配慮し、従業員及び周辺地域の市民の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する市民生活の安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(広報活動等)

第6条 市は、市民及び事業者に対し、地域における市民生活の安全に対する意識の

高揚を図るため、広報活動を行うほか、必要な情報の提供に努めなければならない。

(市民の地域安全活動に対する支援等)

第7条 市は、市民に対し、地域における自主的な防犯活動その他の地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全活動」という。）の推進を図るため、情報の提供、指導、相談その他の支援を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、当該地域において市民が実施する地域安全活動に協力するよう努めなければならない。

(生活環境の整備)

第8条 市は、犯罪、事故等の発生を未然に防止し、市民が安心して暮らすことができる環境を整備するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(東海市地域安全推進協議会)

第9条 市長の諮問に応じ、地域の安全に関する基本的施策について調査審議するため、東海市地域安全推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、地域の安全に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 協議会は、委員19人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 地域安全活動に関し知識及び経験を有する者

(2) 警察署の警察官

(3) 市内に住所を有する者

5 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条（第4項を除く。）の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第3号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○東海市暴力団排除条例

平成23年12月26日条例第29号

改正 平成24年12月28日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項等を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、及び市民の安全で平穏な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団員による不当な行為により市民生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 青少年 18歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の協力を得るとともに、県及び法第32条の3第1項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者

その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（以下「推進センター等」という。）との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業により暴力団に利益を与えることがないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

- 3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないことその他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等に対する情報の提供等）

第7条 市は、県及び推進センター等と連携し、市民等が暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（青少年に対する指導等）

第8条 市は、県及び推進センター等と連携し、青少年が暴力団に加入しないよう、及び暴力団の排除の重要性を認識して暴力団に対する正しい理解の下に行動することができるよう、青少年に対する指導及び助言その他の取組を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、保護者その他の青少年の育成に携わる者が、青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行

うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、県及び推進センター等と連携し、市民等が、暴力団の排除の重要性についての理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

○東海市犯罪被害者等支援条例

令和5年7月12日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、及び再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等のあった後に、犯罪被害者等が、精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の当該犯罪等による直接的な害以外の害を被ることをいう。
- (5) 再被害 犯罪等により害を被った者が更なる犯罪等により害を被ることをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを前提として、行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の発生の状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等に十分配慮しつつ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、地域社会において孤立することなく、また、二次被害及び再被害を受けることなく、安心して暮らすことができるように、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必

要な措置を途切れることなく受けることができるよう、行われなければならない。

- 4 犯罪被害者等支援は、市、市民及び事業者の協働・共創により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者のほか、県その他行政機関、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の関係者と連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、二次被害及び再被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、二次被害及び再被害が生ずることのないように十分配慮するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の関係者の紹

介その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の措置を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減のための措置)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給その他の必要な措置を講ずるものとする。

(居住の安定等のための措置)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民及び事業者が、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援についての理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(意見の反映)

第11条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策の適正な推進に資するため、犯罪被害者等その他市民及び事業者の意見を聴き、これらの者の意見を当該施策に反映することができるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

発行日 令和6年（2024年）3月

編集・発行 東海市総務部交通防犯課

〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地

TEL 052-603-2211 または 0562-33-1111

Fax 052-603-8803

メールアドレス koutsuu@city.tokai.lg.jp